

# 「秋田県合同就職面接会」開催要領

## 1 目的

令和3年3月に大学（院）、短期大学、高等専門学校及び専修学校等（以下「大学等」という。）を卒業（修了）予定の学生と、県内企業が一堂に会した面接の機会を設けることにより、学生の県内就職を促進するとともに県内企業の人材確保を支援する。

併せて、令和2年3月以前に大学等を卒業した者（以下「既卒者」という。）を対象とした面接選考の機会も設ける。

なお、今回に限り、新型コロナウイルス感染の影響から、「3密」の回避を図るとともに、令和2年3月以降、民間、大学及び県による合同企業説明会等が相次いで中止となっていたことを考慮し、各企業が「学生の選考を行う場」よりも、「学生が各企業にエントリーする場」の側面を重視した形態とする。

## 2 主催

秋田県、秋田労働局、秋田新卒応援ハローワーク及び県内各ハローワーク

## 3 開催日時及び会場

日時 令和2年8月27日（木）・28日（金）

2日間とも午前・午後の2部制（全4部）

午前の部 10時30分から11時40分まで（10時受付開始）

午後の部 1時30分から2時40分まで（1時受付開始）

会場 秋田ビューホテル（秋田市中通2-6-1）

なお、参加企業は各部とも最大50社（重複なし）、2日間で最大200社とし、企業は全4部のうち、**いずれか一つの部**に参加できることとする。

また、参加企業数によっては、いずれか又は両日の午前の部を実施しない。

## 4 新型コロナウイルス感染症に関する対策等

### (1) 開催の可否

開催までの期間に、国の緊急事態宣言もしくは県新型コロナウイルス感染症対策本部からの自粛要請等が出された場合、その内容に従って会の中止もしくは学生等や企業参加者（以下「参加者」とする。）の制限をする場合がある。

### (2) 安全対策

① 参加者及び運営スタッフに対して、受付時に体温測定と手指消毒を実施し、熱・咳などの風邪症状がある場合や、体温が37度5分を超える場合などは入場を認めない。

② 同意を得た上で、参加学生が提出する「参加申込書」を、感染拡大防止の必要が

あった場合の連絡先として使用する。企業については、受付時に連絡先についての「確認書」の提出を依頼する。

- ③ 参加者及び運営スタッフは、会場内では必ずマスクを着用することとする。
- ④ 各ブースに飛沫防止パーティションを設置し、午後の部の受付開始までにアルコール消毒を実施する。
- ⑤ 「密集」「密接」を避けるため、各ブースの滞在時間と参加人数を制限する。

## 5 実施内容

### (1) 企業の採用担当者による面談

新型コロナウイルス感染防止のため、面談方法について以下のとおり定める。

- ① 面談の回数は午前の部で4回、午後の部で4回とする。
- ② 面談時間は1回あたり10分とし、間に10分間の移動時間をはさむ。
- ③ 面談の内容は、学生からの「参加申込書」の提出と、企業からの採用条件や以後の日程の説明及び若干の質疑応答とする。  
なお、一部の企業において既卒者を対象としない場合を認める。

### (2) 相談対応、情報提供等

各部とも、会場内に以下の相談対応等を行うブースを設ける。

- ① ハローワーク職員による就職相談、アドバイス等
- ② 福祉・建設・ICTの仕事に関する相談
- ③ 県内就職に関する情報提供等

## 6 参加条件等

### (1) 学生等

参加対象は、令和3年3月に大学等を卒業予定の学生及び既卒者（以下）とする。

事前申込は不要とする。なお、開催時点における移動制限要請等により、学生の居住地による入場制限をかける場合がある。

学生等は、あらかじめ、参加申込書の様式を秋田県就活情報サイト「KocchAke!（こっちゃけ）」（以下「こっちゃけ」という。）の「【8月27日・28日開催】秋田県合同就職面接会」案内ページ内からダウンロードし、必要事項を記入の上、受付に提出すること。（全4部のうち複数の部に出席する場合は、参加日ごとに参加申込書を受付に提出すること）

参加申込書の様式は当日会場にも備え付ける。

企業ブースを訪問する際は、1企業につき参加申込書を1枚提出すること。

### (2) 企業

次の全ての条件を満たすこと。

- ① 令和3年3月大学等卒業予定学生または既卒者を採用する予定があり、開催日まで

にハローワークに求人票を提出していること。

- ② 採用後の勤務地が秋田県内の予定であること。（県外事業所等において一定期間行う研修等を除く。）
- ③ 労働基準法などの労働関係法令の規定違反等により、若者雇用促進法に基づくハローワークの新卒求人不受理対象事業所に該当していないこと。
- ④ 「こっちゃけ」に企業情報及び採用情報を掲載していること。

なお、学生等に対し、企業訪問する際の形式的な条件（履歴書持参、企業への事前エントリー等）を強制することはできないことに留意すること。

### (3) 参加費用

学生等、企業ともに、参加費用は無料とする。ただし、会場までの交通費・宿泊費等は参加者の負担とする。

## 7 企業の参加申込等

### (1) 参加申込方法

参加を希望する企業は、「こっちゃけ」のトップページから各企業の編集画面にログインし、ダッシュボードの「合同就職面接会・説明会案内」の「確認事項（電源の要否、既卒対象（面接）の可否、学生の対象）」を入力の上、「参加申請（申込み）」をすること。

参加日及び午前と午後のいずれの部に参加できるかについては、移住・定住促進課で決定するが、**いずれかの日程にしか参加できない企業は、その旨を申し出ることができる。**その場合「こっちゃけ」の「確認事項」にその旨を入力すること。

また、「こっちゃけ」に会員登録をしていない企業は、トップページの「新規会員登録」から会員登録申請をしてIDの発行を受け、企業情報及び採用情報を掲載した上で参加申込みをすること。また、「こっちゃけ」に企業情報のみを掲載しており、採用情報を掲載していない企業は、採用情報を掲載した上で参加申込みをすること。

「こっちゃけ」のシステム不具合による場合を除き、電子メール・ファクス・電話等、他の手段での参加申込は認めない。

### (2) 申込期限

**令和2年7月20日（月） 午後5時**

ただし、**申込多数の場合は、期限前に締め切る**ことがある。また、申込少数の場合は、申込期限を延長することがある。

### (3) 参加決定通知について

移住・定住促進課は、参加を認める企業に対しては、令和2年7月31日（金）までに「こっちゃけ」の各企業の編集画面ダッシュボードにその旨を通知するとともに、「秋田県合同就職面接会」案内ページの「参加企業」に表示させる。

当該表示をもって参加決定通知書の送付に代えるものとする。

トラブル防止のため、**令和2年8月1日(土)を経過しても「参加企業」に表示されない場合は、必ず移住・定住促進課に連絡すること。**

**「参加企業」に表示されていない企業の参加は原則として認めない。**

#### (4) 問い合わせ先

秋田県 あきた未来創造部 移住・定住促進課 調整・県内定着促進班

〒010-8570

秋田市山王四丁目1-1 秋田県庁舎5階

電子メール hello3751@mail2.pref.akita.jp

電話 018-860-1248

「【8月27日・28日開催】秋田県合同就職面接会」案内ページURL

<<https://kocchake.com/pages/meeting/p6398>>

## 8 参加企業情報の公開

### (1) 参加企業一覧

移住・定住促進課は、「こっちゃけ」の企業情報ページ及び採用情報ページの掲載内容をもとに、「参加企業一覧」を作成する。参加企業は、参加申込みをした時点で、移住・定住促進課による「参加企業一覧」の作成及び公表を承諾したものとする。

### (2) 参加企業情報の保守

参加企業は「こっちゃけ」の掲載内容を随時見直し、現況と齟齬がないようにすること。

## 9 採用選考に関する遵守等

参加企業は、政府からの「2020年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について（要請）（平成31年3月26日付け）」及び就職問題懇談会「2020年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）（平成31年3月25日付け）」並びに秋田県学校卒業生就職問題検討会議「令和2年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者の就職・採用活動に係る取扱い等について」（令和2年4月28日付け）の内容について遵守すること。

また、厚生労働省「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の趣旨を踏まえ、既卒者についても卒業後少なくとも3年間は新卒採用求人に応募できるよう願います。

## 10 企業の参加辞退

参加企業は、やむを得ず辞退する場合、速やかに7(4)の問い合わせ先あてに**電子メール及び電話により**連絡すること。ただし、開催日の7日前以降の辞退は、参加学生等の混乱を招くおそれが大きいため厳に慎むこと。